

リース事業協会 50 年史 Ⅲ

－ 1990 年代 規制緩和の進展 －

公益社団法人リース事業協会

はじめに

本誌 6 月号から 10 月号にわたり、リース事業協会（以下「当協会」といいます。）が設立されてから今日に至るまでの歴史を 10 年ごとに説明していますが、8 月号では 1990 年代について説明します（図表 1 参照）。

図表 1 リース事業協会 50 年史（月刊リース掲載予定）

掲載号	掲載内容
2021 年 5 月号	リース事業協会 50 年史概要
2021 年 6 月号	リース事業協会 50 年史Ⅰ － 1970 年代 リースの基盤整備 －
2021 年 7 月号	リース事業協会 50 年史Ⅱ － 1980 年代 リースの急成長 －
2021 年 8 月号 (本号)	リース事業協会 50 年史Ⅲ － 1990 年代 規制緩和の進展 － 1. 時代背景 2. リース取引の状況 3. 規制緩和の進展 4. リースの重要課題と当協会の活動
2021 年 9 月号	リース事業協会 50 年史Ⅳ － 2000 年代 リース会計・税制変更 －
2021 年 10 月号	リース事業協会 50 年史Ⅴ － 2010 年代 変化への対応 －

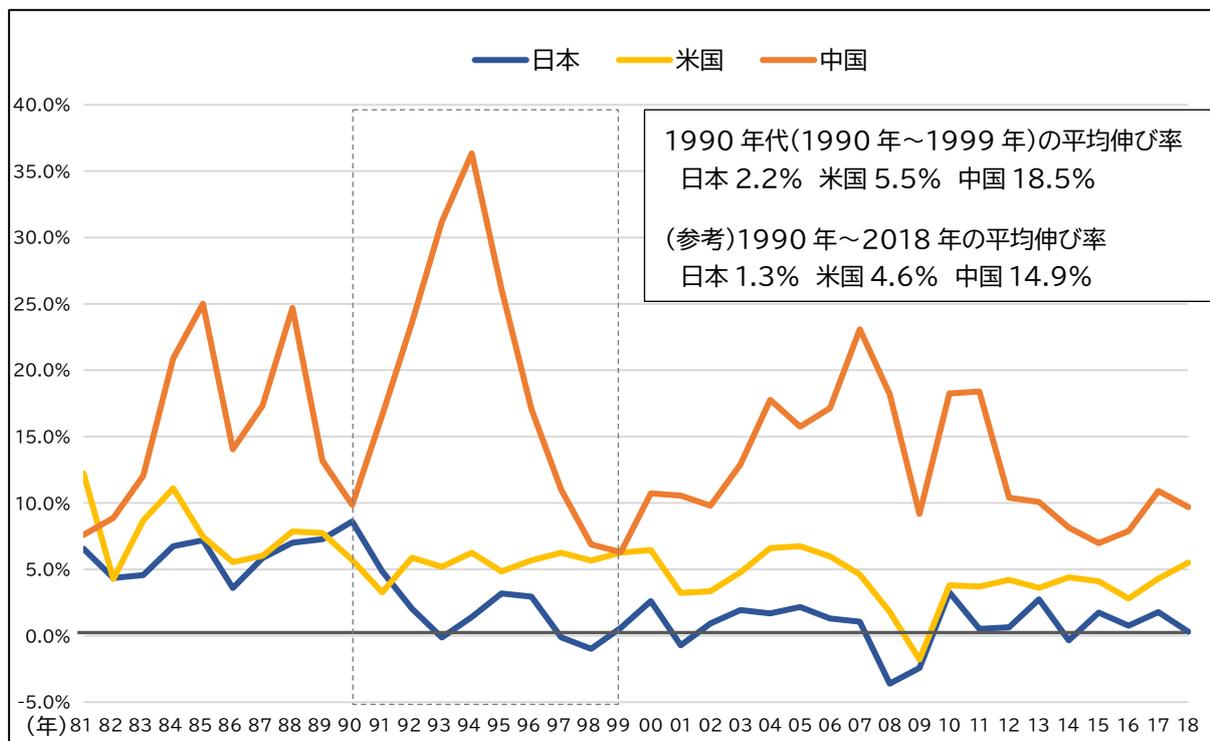
【凡例】

- ①組織名や会社名は当時の名称で表記します。
- ②個人の敬称は「氏」または当時の役職で表記します。
- ③株式会社等の表記は省略します。
- ④リース関連用語は、できる限り一般的な用語で表記します。なお、用語の意味は以下のとおりです。
 - ユーザー：リース物件の使用者です。
 - リース：ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを包含します。
 - ファイナンス・リース：全額回収及び中途解約禁止の要件を満たすリースです。FL と略して表記する場合があります。
 - オペレーティング・リース：ファイナンス・リース以外のリースです。OL と略して表記する場合があります。
- ⑤年月日は西暦で表記します。
- ⑥当協会の刊行物や統計調査資料を引用する場合は、出典の記述を省略します。
- ⑦資料等の原文を掲載する場合は、原文のままで掲載します。

1. 時代背景

1990年代のわが国経済を総括すると、バブル崩壊後、「失われた10年」¹と言われる経済の長期低迷期を迎えました（図表2・図表3参照）。

図表2 日本・米国・中国のGDP伸び率の推移（1981年～2018年）



注) 日本：内閣府（年度）1994年度までは2000年基準（1993SNA）、1995年度以降は2015年基準（2008SNA）、米国：米国商務省経済分析局（暦年）、中国：国家統計局（暦年）

図表3 1990年代の経済状況

景気拡大 (バブル景気)	失われた10年（経済の長期低迷）			
	景気後退 (平成不況)	景気拡大 (さざ波景気)	景気後退 (金融不況)	景気拡大 (IT景気)
1986年11月～ 1991年2月 (51か月)	1991年2月～ 1993年10月 (32か月)	1993年10月～ 1997年5月 (43か月)	1997年5月～ 1999年1月 (20か月)	1999年1月～ 2000年11月 (22か月)
・ 個人消費と民間設備投資の増加 ・ 内需が内需を拡大	・ 金融引き締め、民間設備投資の減少（バブル期の投資の調整）	・ 緩やかな景気回復（公共投資、住宅建設の増加）	・ 消費税率アップによる消費低迷、金融機関の不良債権問題	・ IT関連投資及びその生産設備投資の増加

注) 内閣府「年次経済報告」、「景気基準日付」を参考として作成しました。

¹ バブル崩壊後の日本経済の長期の停滞について、「失われた20年」、「失われた30年」と表現されることもあります。

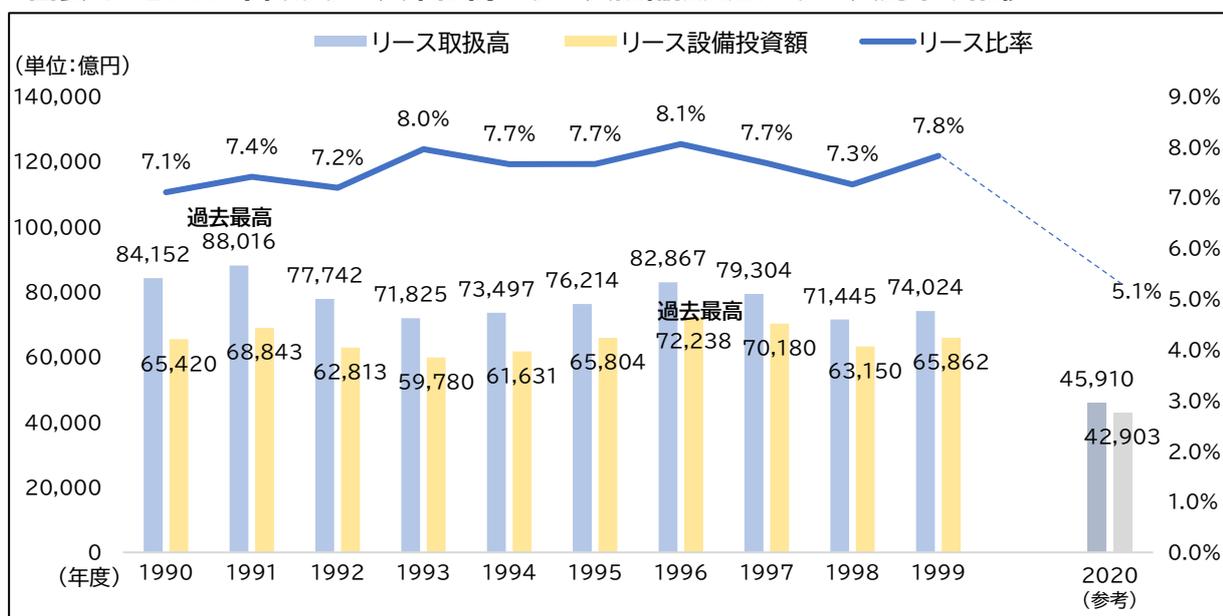
2. リース取引の状況

(1) 概況

1990年代のリース取扱高（国内・単体ベース）²は、1991年度に過去最高の8.8兆円を記録しましたが、その後、7兆円～8兆円の水準で推移し、リース設備投資額³は、1996年度に過去最高の7.2兆円を記録しました（図表4参照）。民間設備投資に占めるリースによる設備投資の割合⁴（以下「リース比率」といいます。）は、1980年代に大きく上昇（1980年度2.9%から1989年度7.1%）しましたが、1990年代は7%～8%台で推移しました（図表4参照）。

1990年代において、リース設備投資額と比べてリース取扱高（リース料総額）の減少幅が大きくなっていますが（図表5参照）、この要因として、市場金利が低下したことにより、リース会社の資金調達コストが下がり、その金利低減分がユーザーに提示するリース料⁵に反映され、リース取扱高の減少幅が大きくなったと考えられます（図表6参照）。

図表4 1990年代のリース取扱高・リース設備投資額・リース比率の推移



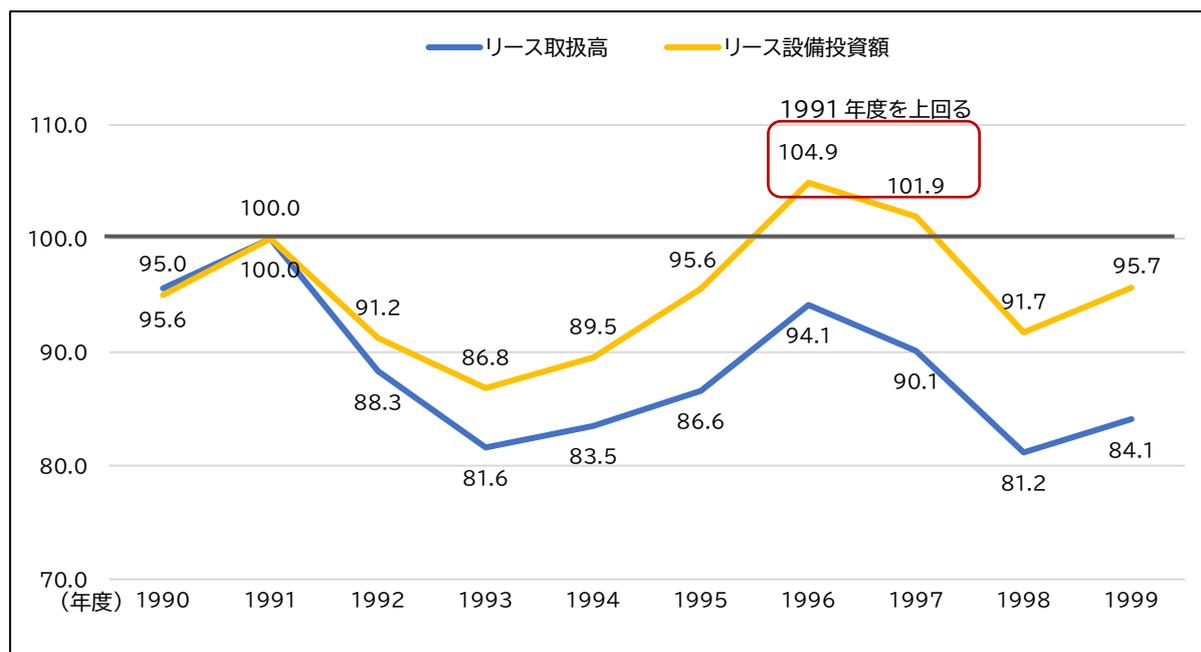
² 調査対象期間（年度）における新規リース契約のリース料総額（消費税は含みません。）を意味します。所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの計数であり、所有権移転ファイナンス・リースの計数は含まれていません。リース開始日ベースで計上しています。

³ 調査対象期間（年度）における新規リース契約のリース物件の購入価額（消費税は含みません。）を意味します。

⁴ 内閣府 GDP 統計の民間設備投資額を分母、リース設備投資額を分子として算出しています。民間設備投資額には、民間企業（個人含む。）の機械等（動産）、建物（ビル、賃貸住宅等）、構築物、研究開発、ソフトウェアへの投資が含まれます。2019年度の民間設備投資額のうち、機械等が40兆円、建物・構築物が15兆円となっています（内閣府 GDP「固定資本マトリックス」（名目ベース）より）。

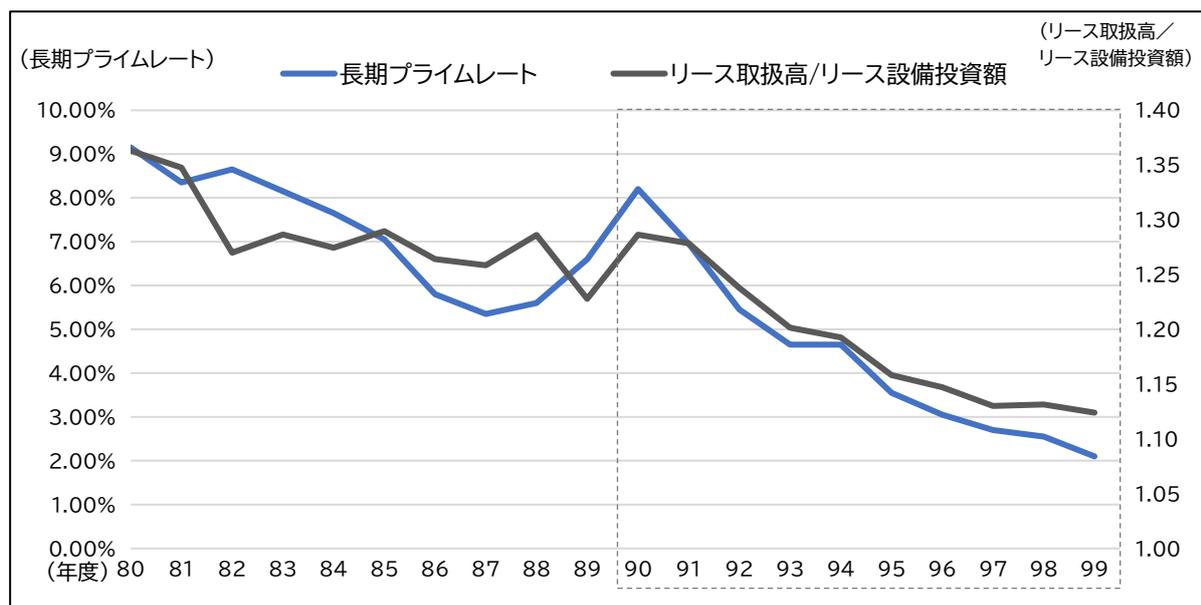
⁵ リース会社がユーザーに提示するリース料は、リース物件の購入価額と諸費用（リース会社の資金調達コスト、リース物件に係る固定資産税、リース物件に付保する動産総合保険料、リース会社の手数料等）で構成されます。

図表5 1990年代のリース取扱高とリース設備投資額（1991年度比）



注) 1991年度のリース取扱高・リース設備投資額を100とした場合の各年度のリース取扱高・リース設備投資額の増減を表しています。

図表6 長期プライムレート⁶とリース取扱高/リース設備投資額の推移



注) 日本銀行「長・短期プライムレート（主要行）の推移」に基づき各年度の最低値と最高値の中間値により作成しました。1991年度以降、リース取扱高（リース料総額）/リース設備投資額の数値が長期プライムレートの低下と同一基調で低下しています。このことにより、本文に記載した「リース会社の資金調達コストが下がり、その金利低減分がユーザーに提示するリース料に反映」されたことがうかがえます。

⁶ 金融機関が優良企業向けの長期貸出（1年以上の期間の貸出）に適用する最優遇金利を表します。日本銀行の調査では、みずほ銀行が公表する長期プライムレートを用いています。

(2) 機種別リース統計

リース取扱高に占める割合が最も高い「情報通信機器」をはじめとして、「事務用機器」、「産業機械」、「工作機械」は、1991 年度に過去最高値を示し、「商業及びサービス業用機器」は 1995 年度に過去最高値を示しました。一方、「土木建設機械」、「輸送用機器」、「医療機器」は、2000 年代に過去最高値を示しています（図表 7 参照）。

図表 7 機種別リース取扱高の過去最高値

	リース取扱高（億円）	
	1990 年代の最高値	過去最高値 （1971 年度～2020 年度）
情報通信機器	36,204（1991 年度）	同左
事務用機器	7,752（1991 年度）	同左
産業機械	14,484（1991 年度）	同左
工作機械	4,713（1991 年度）	同左
土木建設機械	1,957（1999 年度）	2,172（2000 年度）
輸送用機器	5,896（1996 年度）	8,174（2006 年度）
医療機器	2,923（1996 年度）	3,920（2005 年度）
商業及びサービス業用機器	13,110（1995 年度）	同左

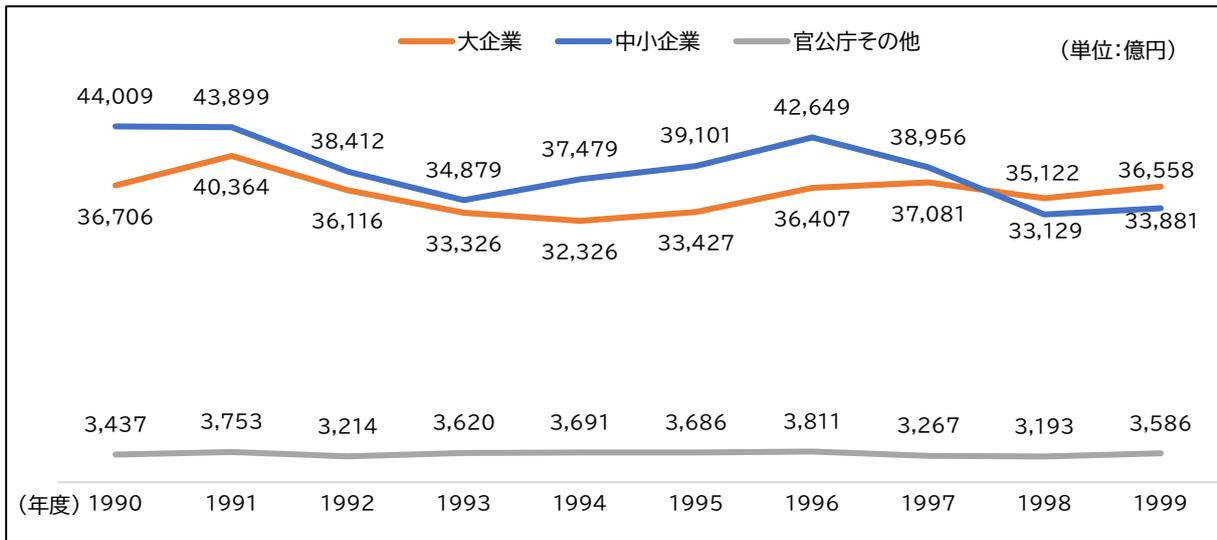
(3) 企業規模別リース統計

「大企業」（資本金 1 億円超の法人）と「中小企業」（資本金 1 億円以下の法人及び個人事業者）を比べると、1997 年度までは中小企業向けのリース取引が多くなっていましたが、1998 年度以降、大企業向けのリース取引が多くなりました（図表 8 参照）。

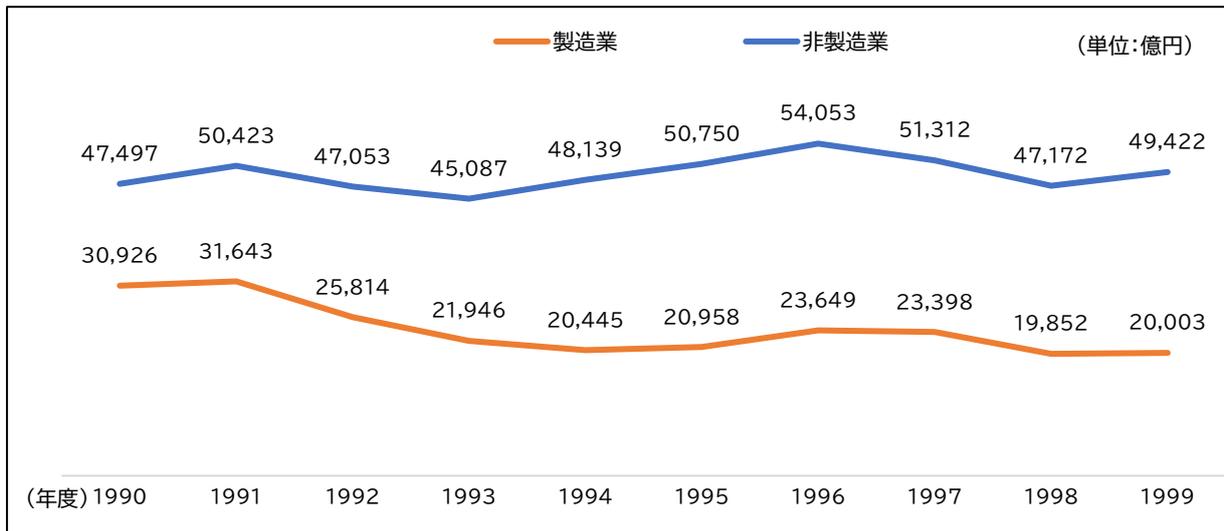
(4) 業種別リース統計

「製造業」と「非製造業」を比べると、「製造業」は 1991 年度に過去最高値を示しましたが、「非製造業」は 1996 年度に過去最高値を示しました（図表 9 参照）。

図表 8 企業規模別リース取扱高の推移（1980年代）



図表 9 業種別リース取扱高の推移



注) 「農業・水産業・鉱業」、「その他」は省略しています。

3. 規制緩和の進展

1990年代は、リース及びリース事業に係る規制が大きく緩和された年代でした。当協会は規制緩和要望を取りまとめて、政府の関係機関に提出する等の活動を行いました。

規制緩和の効果により、リース会社の資金調達環境が大きく改善し、自動車リースに関する規制が大幅に緩和され、電気通信事業用設備のリース取引を行うことができるようになりました。

(1) 資金調達

リース事業は、リース物件を購入するために多額の資金が必要となる事業です。産業構造審議会リース産業部会⁷の中間答申「我が国のリース産業の今後の在り方について」（1991年4月）において、「リース会社の社債・CPの発行自由化」と「リース資産の流動化の促進」が盛り込まれ（図表10参照）、当協会の規制緩和要望（1994年度以降）により、リース会社は、コマーシャル・ペーパー（以下「CP」といいます。）⁸、社債、資産流動化といった直接金融⁹により資金調達ができるようになりました。この結果、1990年代後半から直接金融の割合が高くなり、2000年代後半以降、5割程度になっていると推定されます（図表11参照）。

図表10 「我が国のリース産業の今後の在り方について」(産業構造審議会リース産業部会)

第3編 第3章 資金調達に係る制度的制約の解決

1. 社債・CP発行の自由化

- ・金融の自由化、国際化の進展等により多種多様な資金調達手段が登場しつつあるが、リース産業については、制度的な制約等により金融機関からの借入りに依存せざるを得ない。
- ・米国においては、リース、割賦、ファクタリング等を業とする金融会社の社債・CP発行が特段の制約を受けることなく認められている。
- ・リース会社のCP発行を制限する理由は乏しく、発行企業の範囲をいたずらに制限することは、CP市場の健全な発展にとって好ましくない。
- ・社債の発行は、法律あるいは適債基準といった枠組みにより規制するのではなく、格付

⁷ 通商産業大臣の諮問機関です。リース産業のわが国経済における重要性が増してきたことから、通商産業省では、わが国の産業政策・経済政策を遂行するにあたり、リース産業を取り巻く環境変化、課題等を明らかにし、リース産業の将来を展望することが必要不可欠と考え、1990年2月に設置されました。そこでは、リースの法的性格、わが国リース会計のあり方、税務問題の解決のあり方についても審議され、解決の方向づけが示されました。

⁸ 事業会社が短期資金を調達するために発行する無担保の約束手形で有価証券とされています（金融商品取引法第2条第1項第15号）。2002年に施行された「短期社債等の振替に関する法律」（現在は「社債等の振替に関する法律」に改正）により電子CPが創設されたこと等により、現在、事業会社におけるCP発行は電子CPにより行われ、従来約束手形形式のCP発行は銀行等に限られています。

⁹ 金融機関を介さずに投資家から資金を調達するため、資金調達コストが下がるメリットがありますが、情報開示等の負担が生じ、金融市場の影響を直接受けるため資金調達環境が急激に変わるリスクもあります。金融機関から資金を借り入れることを間接金融といいます。

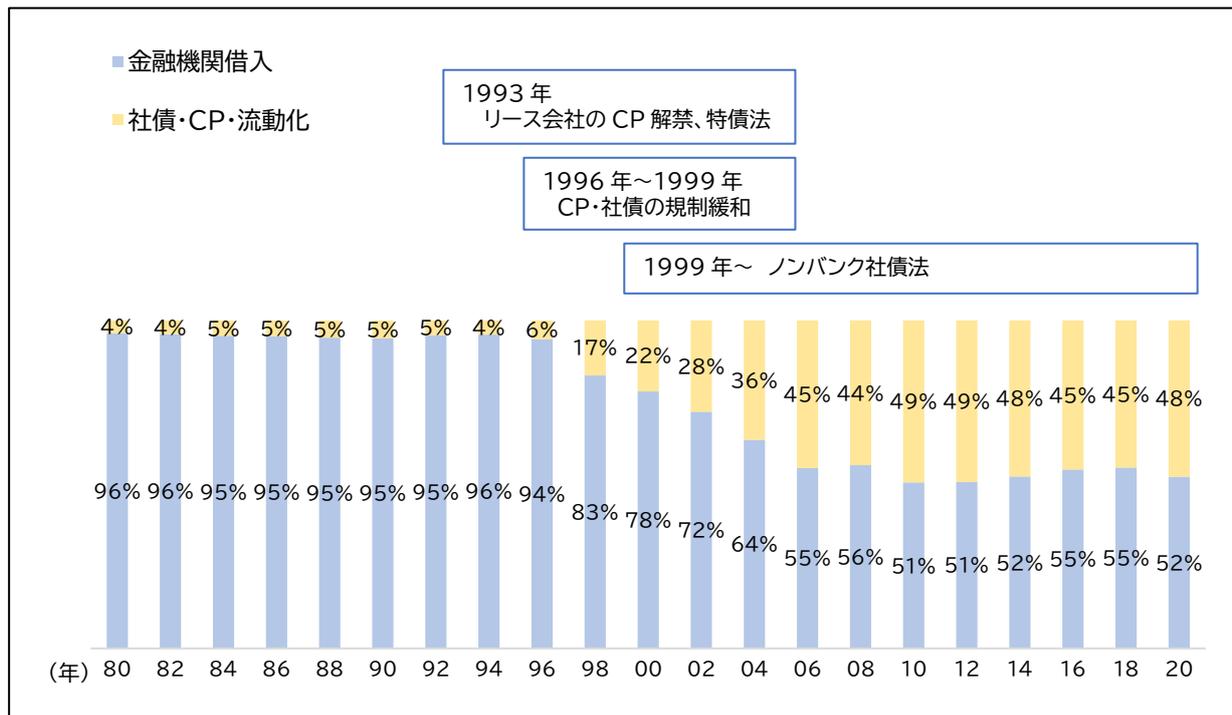
けをはじめとする投資家へのディスクロージャー等により投資家自身の判断に委ねると
いう市場の論理により決定されるべきであり、それは貸金業務を兼営するリース会社
においても同様である。今後社債発行の自由化が議論されていく場合には、社債発行限
額存続の適否とともに、出資法第2条第3項の見直しも含めた幅広い検討が望まれる。

- ・ 企業活動の源泉である資金調達面において、業態により差別化を図ることは、企業の多
角化の進展を阻害し、わが国経済の健全な発展を損ないかねない。制度的な制約が除去
され、ディスクロージャー等に基づく投資家の判断のみが市場を決定するようになり、
企業の努力次第で直接調達が可能な状況になれば、自己資本の充実等、財務内容の健全
化を目指す会社も増え、業界としての経営基盤強化を図ることも期待できる。

2. リース資産の流動化の促進

- ・ 現在わが国において具体化されている方法は、リース会社が信託銀行に対しリース資産
を信託することによって流動化するという、いわゆる設備信託が一般的であるが、仲介
者（信託銀行）が介在するため、資金コストが高くつくこと、手続きが繁雑であること
等の理由から、その市場規模は未成熟な状況にあるが、リース会社にとっては、新た
な調達手段のひとつとして十分評価されるべきものであり、今後その環境整備を図って
いく必要があると考えられる。

図表 11 貸金業を兼営しているリース会社等の資金調達方法（3月末残高ベース）



注) 日本銀行「資金循環統計」に基づき 1980 年度以降の隔年で作成しました。上記数値には貸金業を兼営するリース会社のほか貸金業を兼営するクレジット会社等も含まれています。

①CP・社債

リース会社が貸金業を兼営している場合、1954 年に制定された「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」といいます。）の規定¹⁰により、社債による

¹⁰ 1955 年 8 月 1 日から施行されました。出資法第 2 条第 3 項（ノンバンク社債法制定により削除）は、「主として金銭の貸付けの業務を営む株式会社が社債の発行により、不特定かつ多数の者

直接調達が極めて困難な状況にあり、1987年に、わが国において、CPの発行が解禁されたものの、リース会社のCP発行は、当面見合わせるものとされました。

当協会の規制緩和要望により、1993年6月にリース会社のCP発行が解禁されたものの、「貸貸資産の購入や自社設備投資に限る。」といった資金用途制限や厳格な口座管理義務が課されてきました。

当協会は、規制の完全撤廃を求める要望を関係方面に対して行いましたが、規制の撤廃に難色を示す関係者もいたため、結果として、1999年5月に「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」(以下「ノンバンク社債法」といいます。)が施行され、貸金業を兼営するリース会社は、ノンバンク社債法に基づく登録¹¹及び情報開示を条件として、社債・CPの発行が資金用途制限等なしに認められることになりました(図表12参照)。

図表 12 社債・CP発行に係る規制緩和の経緯

年	内容
1954年	<ul style="list-style-type: none"> 出資法制定(貸金業を営む者の社債発行禁止) *リース資産購入のための社債発行は認められていたが厳格な口座管理等が必要
1987年	<ul style="list-style-type: none"> 国内CP市場創設(11月) *リース会社の発行は禁止
1993年	<ul style="list-style-type: none"> リース会社のCP発行解禁(6月) *以下の制限付 ①発行残高制限 CPの発行残高は貸貸資産残高、有形固定資産残高、割賦債権残高の合計額の1/2を上回らない。 ②資金用途制限 貸貸資産購入、自社設備投資、購入あっせん実行及び既に発行されたCPの償還(ロールオーバー¹²は通算9カ月以内)の支払い資金に充当する。 ③その他 CPで調達した資金は専用口座に入金、証券類の保存、資金運用方法の制限、四半期ごとの報告。
1996年	<ul style="list-style-type: none"> ロールオーバー期間制限の撤廃(3月) 発行限度額の上限を資産残高合計額に引き上げ、貸付金以外の資金用途制限及び資金運用方法の制限撤廃(7月) 社債発行の貸付金用途以外の資金用途制限及び資金運用制限の撤廃(11月)。
1999年	<ul style="list-style-type: none"> ノンバンク社債法施行(5月) *登録及び情報開示を条件として資金用途制限等の撤廃

から貸付け資金を受け入れるときは、業として預り金をするものとみなす。」と規定されており、同第1項で「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者(補注:金融機関等)を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」とされていたことから、この規定に基づき、貸金業を兼営するリース会社の社債発行は、設備購入目的に限られ、かつ、厳格な口座管理が必要だったため、社債発行は極めて困難な状況にありました。

¹¹ 当協会の会員会社のうち22社が登録しています(2021年8月1日現在)。

¹² 満期を迎えたCPの償還資金を新規CPの発行で調達することを意味します。

②資産流動化

通商産業省において、リース債権の流動化の法的措置の整備が検討され、リース債権・クレジット債権を対象とした債権流動化の特別法として、1993年6月、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」（以下「特債法」といいます。）が施行されました。特債法では、債権を流動化する際の第三者対抗要件の具備を「公告」という簡便な方法で行うことができる一方で、流動化商品の購入者を保護するために、特定事業者（リース会社等）に対する「特定債権譲渡等計画」の届出義務、流動化した債権の受け皿となる「特定債権等譲受業者」や流動化商品を販売する「小口債権販売業者」に対する規制（許可制）を設けていました。また、投資者保護の観点から、譲渡債権に関する調査業務を行う指定調査機関である「日本資産流動化研究所」¹³が設置されました。

特債法を活用した資金調達額は28.3兆円（1993年度～2003年度におけるリース債権・クレジット債権の流動化累計）に及びましたが、債権流動化に関連する一般的な法律（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、資産の流動化に関する法律）が整備されたこともあり、その役割を終えて2004年3月に廃止されました。

（2）自動車リース

自動車リースは、自動車に係る法制（道路運送車両法、自動車リサイクル法等）・税制（自動車税・自動車重量税）が適用されるとともに、自動車リースに係る規制が存在していました。これらの規制は1980年代から緩和が進みましたが、1990年代に規制緩和が大きく進展しました（図表13参照）。

この効果により、自動車の使用者は調達方法としてリースを制限なく選択できるようになり、リース会社の手続きも簡素化されました。現在では、自動車リースに係る規制は撤廃され、自動車リースの市場は拡大を続けています（図表14参照）。

図表13 自動車リースに係る規制緩和の経緯

①自動車リース業に係る規制緩和

年	内容
1951年	・道路運送法の制定（自家用自動車 ¹⁴ を有償で貸渡す場合の許可制導入）
1989年	・自動車1台ごとの許可申請を廃止し、事業所単位の申請許可（包括許可申請、許可年限4年間）
1996年	・リース許可年限（4年）の撤廃、事業所単位の許可から本社一括許可とする規制緩和
2006年	・リース許可制度の廃止

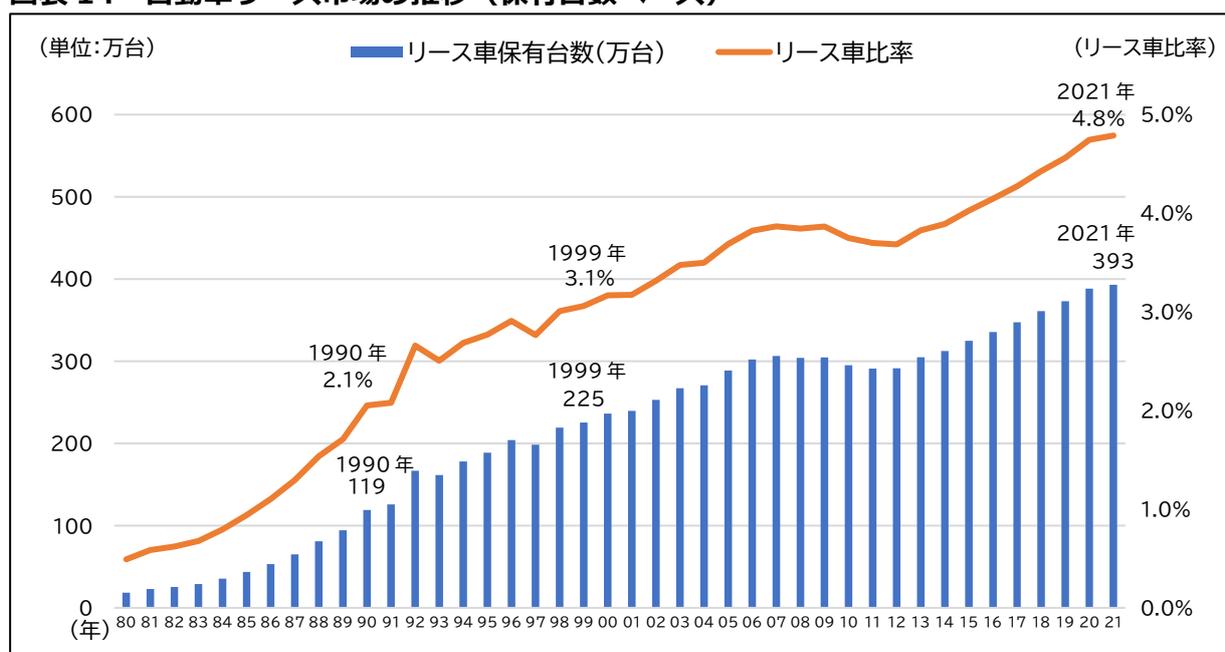
¹³ リース業界及びクレジット業界が資金を出捐して1993年5月に設立されました。その後、特債法の廃止が決定されたことを受けて2003年3月に解散しました。当協会は、日本資産流動化研究所の残余財産の一部の寄付を受けて、資産流動化に関する調査研究を実施しています。

¹⁴ 使用者自らの目的のために使用する自動車を意味します（いわゆる「白ナンバー」）。これに対し、事業用自動車は、自動車運送事業者（貨物・旅客）がその自動車運送事業の用に供する自動車を意味します（いわゆる「青ナンバー」）。

②使用者に係る規制緩和

年	内容
1968年	・貨物運送事業者に対する事業用自動車リースについて、1年以上のファイナンス・リース等を条件として解禁
1984年	・給与所得者に対する自動車リースの解禁
1986年	・事業用自動車について、経験3年以上の旅客運送事業者（個人タクシーを除く）に対するファイナンス・リース許可（保有台数の50%を限度）
1988年	・事業用自動車（旅客運送事業者）の保有台数50%上限及び保有台数制限の撤廃、個人タクシーのリース許可
1989年	・レンタカー事業者に対するファイナンス・リース、メンテナンス・リースの許可
1990年	・貨物運送事業者に対する事業用自動車リースについて、「事業開始3年経過、かつ、ファイナンス・リース」とする規制の導入
1996年	・貨物運送事業者及び旅客運送事業者に対する自動車リースの規制撤廃、メンテナンス・リースの解禁

図表 14 自動車リース市場の推移（保有台数ベース）



注) リース車保有台数は、2006年まで国土交通省調査（1988年まで9月末、1989年は7月末、2000年以降は3月末）、2007年以降は日本自動車リース協会連合会調査（各年3月末）に基づきます。リース車比率は、自動車保有台数（自動車検査登録情報協会）により算出しました。

(3) 電気通信事業用設備のリース

1984年に電気通信事業法等が制定され、日本電信電話公社の民営化¹⁵、通信の自由化が行われました。これにより、長距離通信事業、携帯電話事業に新規参入する事業者が現れましたが、これらの事業者が設置する基幹設備（通信設備）について、リースによる導入を認め

¹⁵ 1981年に政府内に設置された第二次臨時行政調査会（土光敏夫会長）において3公社（日本電信電話公社、日本専売公社、日本国有鉄道）の民営化の方針が示されました。

ないという行政指導がされていました。

当協会は、第一種電気通信事業者¹⁶のリースによる設備導入ニーズがあることを踏まえ、1994年10月、政府に対し、第一種電気通信事業の設備調達に際して、「電気通信事業者の新規参入及び設備増設の事業者負担を軽減するため、ファイナンス・リースによる導入を認めること。」とする要望を提出しましたが、郵政省から「電気通信事業に係るリース取引について制度上の制限はなく、全般的にリース可能であることを確認する。」旨の回答が示されました。これにより、リースによる設備調達規制がないことが明確化され、携帯電話事業者が使用する設備（基地局等）のリース取引が行われるようになりました。

4. リースの重要課題と当協会の活動

当協会は、1990年代に中長期的なリース産業発展のための調査研究を実施するとともに、リースの重要課題に関する調査研究及び提言活動を行いました（図表15参照）。

図表15 1990年代におけるリースの重要課題と当協会の活動

(1) リース産業発展のための調査研究

- ・90年代リース産業ビジョンの策定（1991年）
- ・2000年代初頭のリース産業ビジョンの策定（2000年）

(2) 税制

- ・リース取引に係る税制の法制化（法人税法施行令）等（1995年～1998年）
- ・消費税率の引き上げ（1997年）

(3) 会計

- ・リース会計基準（1992年～1994年）

(4) 法律

- ・リース標準契約書の改訂（1997年）
- ・プログラム・リース標準契約書の作成（1999年）
- ・倒産法制への対応（1996年～2002年）

(5) 環境

- ・改正法施行への対応（1997年～）

(6) 国際

- ・アジア諸国のリース産業（1995年～2010年）

(7) 制度

- ・高度省力化投資促進税制（1993年～1994年）、中小企業投資促進税制（1998年～）
- ・国内線航空機の固定資産税課税標準の特例措置のリース機への適用（1997年度～）

¹⁶ 電気通信回線設備の有無により第一種電気通信事業者（許可制）、第二種電気通信事業者（登録または届出）に区分していましたが、現在では、この区分は廃止されています。

(1) リース産業発展のための調査研究

①90年代リース産業ビジョンの策定

当協会は、前述した産業構造審議会リース産業部会の審議に対応するため、1989年9月に「基本問題検討委員会」を設置しました。同委員会は、リース産業部会における検討状況を踏まえつつ、リース取引の基本問題、リース産業が抱える諸問題等について詳細な検討を行い、1991年5月、報告書「リース産業の現状と展望（90年代リース産業ビジョン）」を取りまとめました（図表16参照）。

図表16 「90年代リース産業ビジョン」要旨

第1章

- ・1980年代リース産業の発展の背景、果たしてきた役割等の概説。

第2章

- ・リース取引の拡大と収益の低下、リース周辺業務の積極的な展開という実態を踏まえて、リース産業の更なる発展のためには、経営管理、企画開発、資金調達、人材育成といったリース会社が抱える諸課題の解決が急務である。

第3章

- ・国際化の推進のために、信用保険、制度金融の創設等が課題である。

第4章

- ・リースの基本的な課題である法制、税制、会計制度等に関するリースの取扱いの現状を取りまとめ、リース会計制度については、リース契約の法的構成、取引当事者の意図等を踏まえて十分な議論が尽くされなければならない課題である。

第5章

- ・リース契約が賃貸借を基礎とした新たな契約であるとの本質を踏まえて、法制、税務、会計制度等が位置づけられるべきである。
- ・資金調達等リース会社の諸課題の解決を図るとともに、1990年代におけるリース産業は「多種多様なユーザー・ニーズに柔軟に対応して、オペレーティング・リースのような高付加価値のサービスを提供することにより、「総合的な産業支援サービス産業」として更なる発展が期待される。

②2000年代初頭のリース産業ビジョンの策定

当協会は、21世紀のわが国経済の方向性を見据えながら、リース産業が果たす社会的・経済的な役割を再検証し、多面的な観点から2000年代初頭におけるリース産業のあるべき姿、将来展望を明らかにすることを目的として、1999年10月、「リース産業ビジョン研究会」を設置しました。

同研究会は、リース産業の諸課題、2000年代初頭におけるリース産業の方向性等について詳細な検討を行い、2000年3月、「リース産業の今後の在り方に関する調査研究報告書－2000年代初頭のリース産業ビジョン－」を取りまとめました（図表17参照）。

図表 17 「2000 年代初頭のリース産業の展望と課題」

1. 2000 年代初頭における経済環境

- 2000 年代初頭におけるわが国経済の変革により、わが国企業は従来型の経営手法の見直しが迫られ、グローバル・スタンダードによる国際化、効率経営がより一層求められる。

2. 新たなリースへの取り組み

- リース産業は、新規需要の開拓により市場拡大を図るとともに、新商品開発への取り組み、個別顧客ニーズに対応したサービスの提供が求められる。

3. リース会社に求められる機能

- リースの新規需要創出、発掘のためには、「付加価値を高めたリース取引」、「資金調達力の強化」、「リスク負担機能の充実」、「需要と供給の接続機能の充実」が重要な課題となる。
- これらの課題解決によって、リース・マーケットは自律的に拡大し、2010 年には民間設備投資に占めるリースの割合は 12%程度になるものと予測される。
- 「資産の所有者」、「資金の供給者」、「産業の育成者」として、わが国経済に果たすリース産業の役割はますます重要となり、2000 年代初頭は、過去の経験とノウハウを駆使して自律的な営業展開を図り安定的な成長を目指す時代となろう。

注) 報告書第 3 章の要約です。

(2) 税制

①リース取引に係る税制の法制化（法人税法施行令）等

a. 法人課税小委員会

政府の「税制調査会」¹⁷は、国際的な法人税改革の流れを踏まえ、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という基本方針のもと、法人課税について全般的な見直しを行うために、1995 年 10 月、「法人課税小委員会」を設置し、同小委員会による審議が開始されました。

同小委員会の審議において、リースが議題としてあげられ、大蔵省から、リース期間基準の見直し、リース資産の償却方法の見直し¹⁸、少額資産の即時償却の制限、複雑な契約形態による租税回避の問題等について指摘がされました¹⁹。

当協会は、リース事業の根幹にかかわる重大な問題であると認識し、1996 年 9 月にリース取引の課税強化に対する反対する意見を取りまとめて、関係方面にその意見書を提出する等

¹⁷ 内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議する機関です。

¹⁸ 2008 年のリース税制・会計の変更までは、リース会社がファイナンス・リース、オペレーティング・リースに関わらずリース資産（固定資産）を計上して減価償却していました。

¹⁹ 1996 年 10 月に公表された「課税ベース各項目に関する審議要録」（大蔵省）において、リースに関して次のような内容が示されました。

- ①ファイナンス・リース取引の本質は極めて融資に近い。
- ②リース資産について定率法による償却を認めるのは適当でなく、定額法によって処理するのが合理的。
- ③少額資産の即時損金算入の適用について制限すべき。
- ④ファイナンス・リースについて、その範囲と課税上の取扱いを再検討したうえで法制上の整備を図る必要がある。

の活動を行いました。

法人課税小委員会は、同年 11 月、収益・費用の計上基準、資産の評価、減価償却（リース資産等）、繰延資産、引当金、租税特別措置等 17 分野について、課税ベースの拡大・適正化に関する提言を取りまとめて審議を終了し、その結果は、同月に開催された政府税制調査会の総会に報告され、直ちに公表されました（図表 18 参照）²⁰。

1997 年度の税制改正において、課税ベースの拡大と法人税率引き下げの実施は見送られましたが、同年 12 月の「政府税制調査会・1997 年度の税制改正に関する答申」及び「自由民主党・1997 年度税制改正大綱」²¹の中で、法人課税の全般的な見直し（課税ベースの適正化・拡大）と法人税率の引き下げの必要性が盛り込まれ、1998 年度の税制改正においてこれらを実施することが示唆されました。

図表 18 法人課税小委員会報告（リース部分抜粋）

4. 減価償却

(5) リース資産

いわゆるファイナンス・リースは、リース料総額がリース資産の取得価額や金利、公租公課等の諸費用のおおむね全部を支弁するように決定されている。またリース期間の中途において契約の解除ができないこと、賃貸人がリース物件の機能や陳腐化について責任を負わずリース資産の保守管理も行わない。このことから、取引の形式は賃貸借であっても、その経済的機能は金融取引（実質的所有者である「賃借人」に対する「賃貸人」からの信用供与）に類するものである。

以上のことから、ファイナンス・リースの課税上の取扱いは、その経済的実質に着目し、国税庁通達において、リース資産がリース期間終了後に名目的な価額で賃借人に譲渡される旨の特約があるもの等一定の要件を設定し、この要件に該当するものについては、課税上、リース資産を売買したものと取り扱っている。

（注）自己が取得した資産を他の者に売却しこれを他の者から賃借するいわゆるリースバック取引に関する特別なルールもある。

こうした売買取引として取り扱われないファイナンス・リースは、なお賃貸借として取り扱われ、賃貸人においてリース資産の減価償却が行われることとなる。しかし、その取引が金融取引としての性格を有していることにかんがみれば、これに一般の減価償却のルールを適用するのは合理的であるとは言い難いので、リース資産の減価償却のあり方については、ファイナンス・リースの実態を踏まえ、所要の見直しを行うことが適当である。

なお、リース資産の減価償却の方法について見直しを行う場合には、あわせて、ファイナンス・リースに関する課税上の取扱いについて法制上の整備を図る必要があると考える。その場合には、資産税等他の税目における取扱いについても配慮する必要があるのではないかと意見があった。

²⁰ 法人課税小委員会の報告内容は、現在の税制改正にも影響を及ぼしています。2018 年度税制改正において、収益認識に関する会計基準の導入に際し、延払基準が廃止されましたが、その廃止理由として、法人課税小委員会の報告内容「割賦や延払いによる商品の販売等は、販売する者が商品等の供給機能と金融機能の双方を果たしていると考え、商品等の供給機能のみを果たし金融機能は第三者に委ねている法人の収益の計上時期との比較において不均衡が生じていると考えられる」、「基本的には、その引渡し時に収益の計上を行うこととすることが適当」が引用されています（財務省「平成 30 年度税制改正の解説」）。

²¹ 政府の税制調査会が中長期的視点から税制のあり方を検討する一方、毎年度の具体的な税制改正事項は与党税制調査会が税制改正要望等を審議し、その後取りまとめられる与党税制改正大綱を踏まえて、「税制改正の大綱」が閣議に提出されます（財務省ホームページより）。

b. 法人税法施行令²²の制定

大蔵省は、法人課税小委員会の検討結果を実施に移すため、1997年11月、自由民主党税制調査会の審議において、改めて法人税率の引き下げと法人税の課税ベース見直しの考え方を示しました。リース取引の税務取扱いの法制化もその中に含まれており、リース期間基準の変更、リース資産の減価償却方法の制限ほか、海外向けリース取引、レバレッジド・リース取引²³、少額資産のリース取引²⁴を売買扱いとする当局の考えが明らかになりました。この考え方は、リース取引は売買取引と同様であるとの認識に基づくもので、当協会は、これに対し、リースの本質、取引実態、取引慣行を無視するものであるとして、直ちに、法制化及び見直し内容に対する反対意見を取りまとめて、関係方面に対し、現行制度の堅持を要望しました。

税制改正の協議が進む中、レバレッジド・リース取引の扱いが議論の焦点となりましたが、国内と海外とを切り分けて、海外向けレバレッジド・リース取引の節税効果を薄めることを目的として「国外リース資産のリース期間定額法」²⁵が新たに導入されることとなり、同年12月に公表された「自由民主党・1998年度税制改正大綱」の法人課税ベース見直し項目の中で、「国外のリース資産に関する減価償却方法をリース期間定額法とする」旨が盛り込まれました。

リース取引の税務取扱いについては、法人税法施行令に規定されることとなり、1998年10月1日以後に締結されるリース取引から適用されることとなりました。この法制化により、「53年通達」²⁶及び「63年通達」²⁷の二つの通達は廃止され、リース取引の税務取扱い

²² 個人事業者に適用される所得税法施行令の改正も行われました。改正内容は法人税法施行令の改正と同内容のため記述を省略します。

²³ この取引では、特別目的会社が賃貸人としてリース物件の減価償却費（費用）を計上します。特別目的会社は、投資家と匿名組合契約等を締結し、投資家の出資金と金融機関の借入金によりリース物件を購入します。投資家はリース物件の投資による損益を得ることができます。リース期間をリース物件の法定耐用年数より長くすることにより、取引の前半で費用が収入を上回りますが、投資家はこの損失と自己の利益を通算することにより、投資家に課税の繰り延べ効果が生じます。

²⁴ 少額資産は取得した年度に全額損金算入できます。少額資産をリースした場合、リース料収入がリース期間にわたって益金として計上されるのに対し、初年度に損金が全額計上されることを問題視していました。

²⁵ ファイナンス・リースにおける賃貸人の減価償却方法です。リース期間定額法とすることにより、減価償却費（費用）がリース料収入を上回ることがなく、注23で説明した課税の繰り延べ効果が生じません。

²⁶ 1978年に制定された国税庁通達「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」の略称です。リース取引の定義（ファイナンス・リース）、売買として取り扱うリース取引（土地、建物、建物附属設備又は構築物を対象とするリース取引等）、リース料の一部を前払費用として取り扱うリース取引（リース物件の法定耐用年数に比べて相当短い期間をリース期間とするリース取引：その判定基準として、「法定耐用年数が10年未満のもの。法定耐用年数×70%」、「法定耐用年数が10年以上のもの。法定耐用年数×60%」）が定められていました。

²⁷ 1988年に制定された国税庁通達「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」の略称です。リース期間がリース物件の法定耐用年数の120%を超えるものは、金融取引または売買取引として取り扱うことが定められていました。

に関する詳細については、法人税基本通達に規定されることになりました。

当協会は、この通達の制定過程において、国税庁と協議し、その結果、「53年通達」及び「63年通達」の考え方が基本的に踏襲されることとなりました。

②消費税率の引き上げ

1989年4月に消費税が導入され、その税率は3%とされていましたが、1997年4月1日から税率が5%²⁸に引き上げられることとなりました。

消費税導入の際に、既契約に係るリース料に対する経過措置が講じられましたが、消費税率の引き上げにあたり、当協会は、経過措置が講じられるよう関係方面に要望したところ、指定日（1996年10月1日）前に契約し、適用日（1997年4月1日）前からその日以後継続しているリース契約については、3%の税率が適用されることとなりました。

(3) 会計

国際的なリース会計基準²⁹において、ファイナンス・リースはユーザー側が資産・負債を計上（オンバランス）することとされてきました。わが国においても、1988年6月、商法計算書類規則の改正により、ユーザー側でのリース資産の注記義務、資産計上の容認が規定されました（本誌2021年7月号参照）。

わが国の会計基準は、当時、大蔵大臣の諮問機関である「企業会計審議会」³⁰が開発していましたが、1989年3月の同審議会総会において、会計基準の国際的調和、ディスクロージャー充実の観点から、リース会計を審議テーマに取り上げることが決定され³¹、1992年5月、同審議会第一部会及び同小委員会の合同会議（以下「合同会議」といいます。）において、リース会計基準に関する審議が始まりました。

当協会は、わが国において「商法」（現在は会社法）、「税法」、「証券取引法」（現在は金融商品取引法）が相互に密接に結びついているトライアングル体制（本誌2021年5月号参照）が構築されている中、リースを金融または売買として取り扱う会計基準を導入することは、税務上のリース否認にもつながり、リース事業の存立にかかわる重大な問題であること、更に、リースによる設備投資額は、わが国民間設備投資総額の1割近くを占め、企業の9割がリースを利用し、その多くが中小企業ユーザーであることを考えると、リース会計基準導入に伴うわが国産業界への影響は甚大であることから、同部会において慎重審議を強く要請し、関係方面に対して理解を促す活動を行いました。

²⁸ 地方分権の推進、地域福祉の充実等を目的として新たに「地方消費税」が創設されました。その税率は消費税額の25%とされたことから、消費税率（4%）とあわせた税率は5%となりました。

²⁹ 1976年に制定された米国財務会計基準書第13号「リース会計」（SFAS13）、1982年に制定された国際会計基準第17号「リースの会計処理」（IAS17）を意味します。

³⁰ 現在は金融庁長官の諮問機関として、企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議する組織となっています。2001年に企業会計基準委員会（民間団体）が設立されて以降、企業会計の基準の開発は同委員会において行われています。

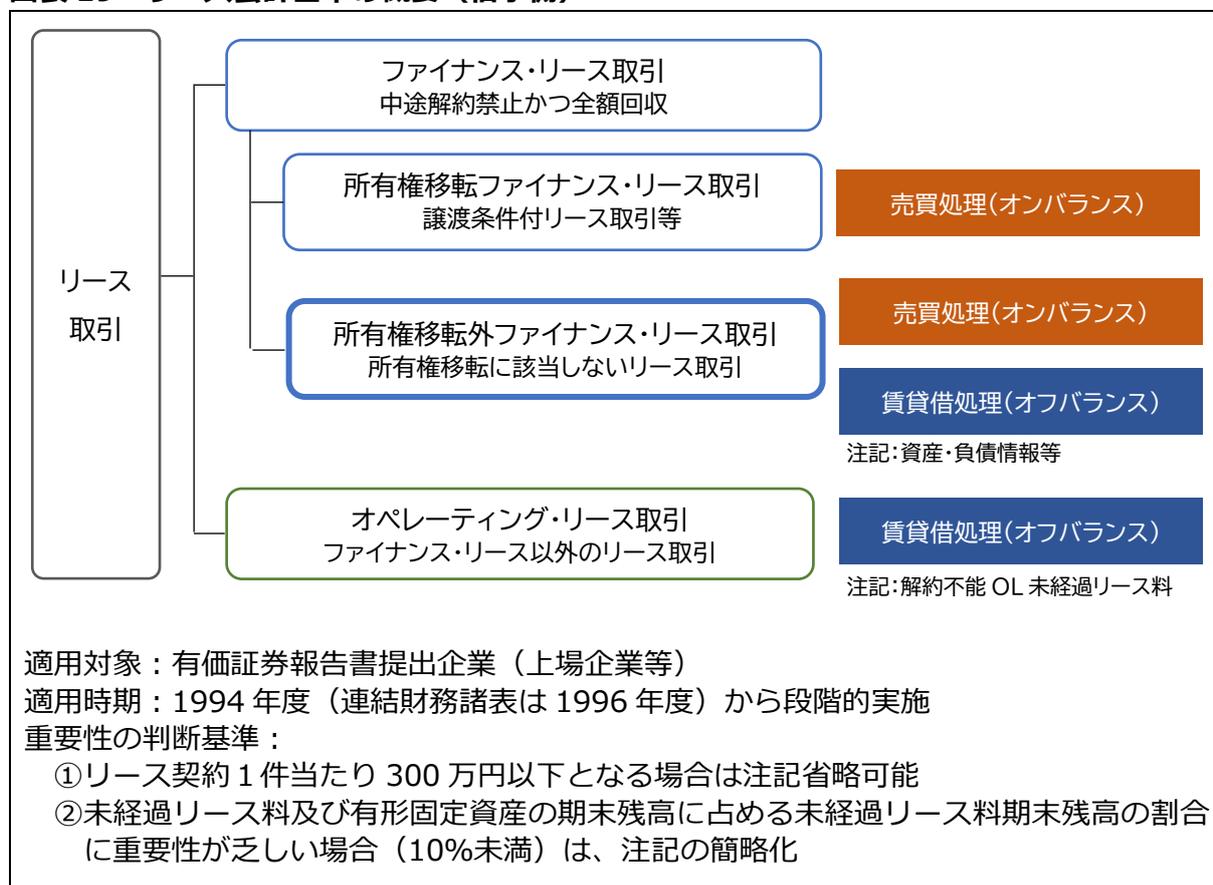
³¹ わが国への国際会計基準導入に関しては、関係者の間でも長い年月をかけて論議されてきましたが、国際会計基準の性格が必ずしも明確でなかったこともあり、当時、わが国会計制度における国際会計基準の適用は皆無でした。そのような状況において、リースは、他の項目に先行して、国際会計基準に基づくわが国リース会計基準の設定に向けて審議されることとなりました。

1993年6月、合同会議において意見書（案）が承認され、「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（以下「リース会計基準」といいます。）が大蔵大臣に答申されました。

その後、リース会計基準の具体的な指針として、日本公認会計士協会は、1994年2月、「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」を決定し、大蔵省は、1994年3月、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」等を改正しました。リース会計基準は1994年度（1994年4月1日以降開始する事業年度）から段階的に実施され、1996年度に全面的に実施されることになりました（図表19参照）。

リース会計基準は、わが国のリース取引の実態等を踏まえ、ファイナンス・リースを所有権移転と所有権移転外に分類し、所有権移転外ファイナンス・リースについて、借手・貸手ともに賃貸借処理を認めていました。この取扱いについて、2000年代に入って論点となり、2007年3月、リース会計基準が改正され、賃貸借処理が廃止されることになりました。

図表 19 リース会計基準の概要（借手側）



(4) 法律

①リース標準契約書の改訂

1988年3月、法務委員会によりリース標準契約書が作成されて以降、当協会の会員会社のみならず多くのリース会社において、リース標準契約書が採用されました。

その後、リース会計基準においてファイナンス・リース取引の会計処理が原則売買処理として取り扱われ、また、1995年4月の会社更生手続きに関する最高裁判決において、フル・ペイアウトのファイナンス・リース契約の実質を金融と位置づけたうえで、未払いのリース

料債権が更生債権として取り扱われました。

法務委員会では、会計制度や判例におけるリース契約の取扱いが、リース契約の当事者の意思や目的とかけ離れた方向に進んでいることを懸念し、リース契約の法的性格を改めて明確にするとともに、リース標準契約書の内容を再点検することとし、その成果を踏まえ、1997年3月、リース契約に対する正しい理解と認識を普及するためにリース標準契約書を改訂しました。

リース標準契約書の解説書の中で、リース契約の法的性質として、「リース取引の当事者の意図は売買や金融ではないこと、リース料は物件の使用料であること、リース物件の所有者はリース会社にあることを総合的に勘案すると、リースの基本的な要素は賃貸借側面にあり、リース契約は賃貸借を中核とし、金融・サービスの側面をも包含した新たな契約類型である」と位置づけており、今日においても、この考え方は変わっていません。

②プログラム・リース標準契約書の作成

当協会は、1982年12月、「プログラム・プロダクトリース契約書」を作成し、1983年12月、法務委員会が検討した留意事項を加えて公表しましたが、プログラム・リース契約の法的性質、権利関係等を明確にするとともに、リース標準契約書（1997年3月改訂）との整合性を図るために、1999年3月、プログラム・リース標準契約書を作成しました。

③倒産法制への対応

「法制審議会」³²は、倒産法制全体の見直しを行うため、1996年10月に「倒産法部会」を設置し、会社更生、和議、会社整理、破産、特別清算の処理手続きの見直しに向けて検討を開始しました。同部会は、1997年12月、これまでの審議内容を取りまとめて「倒産法制に関する改正検討事項」を公表し、各方面からの意見を求めました。

改正検討事項には、未履行双務契約の取扱いにおけるリース契約に関する立法手当ての必要性等についても指摘されていたことから、当協会は、法務委員会において検討を行い、リース契約の取扱い、債権者の権利を制限する内容に対する意見を取りまとめて、1998年5月、法務省に提出しました。

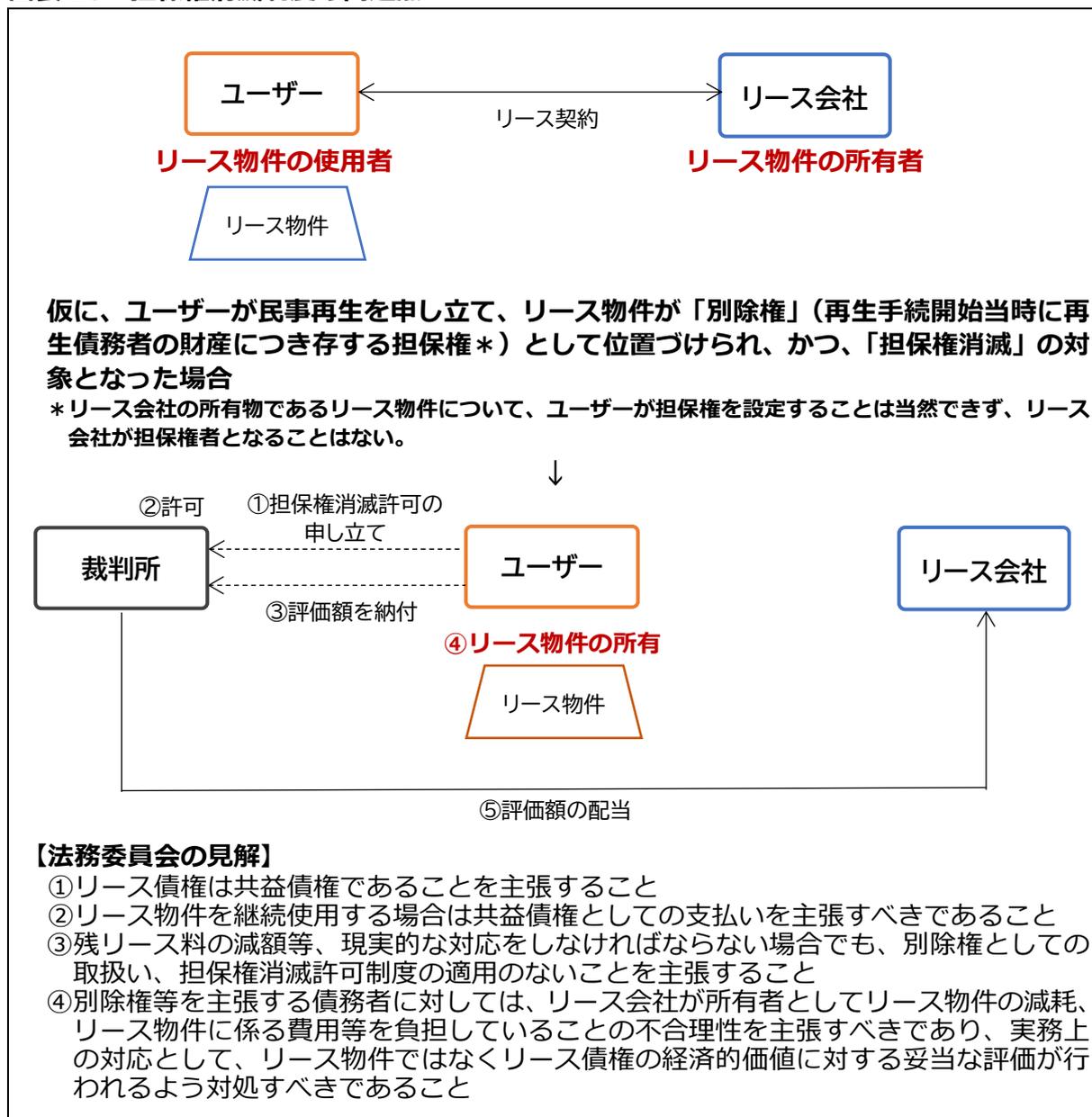
その後、各方面からの意見を踏まえて倒産法部会の審議は継続されましたが、中小企業の倒産事件が急激に増加していることから、中小企業等の再建を目的とした倒産処理手続きの整備が最優先課題とされ、和議法に代わる新法として、2000年4月、民事再生法が施行されました。

民事再生法は、アメリカの再建型倒産手続きと同様のDIP³³、担保権消滅許可制度等が導入されましたが、担保権消滅許可制度について、リース債権も適用対象となるとの解釈もありました。リース債権が別除権として位置づけられ、担保権消滅の対象とされた場合、リース物件の所有権が法的に否認されることにもつながることから、法務委員会では、リース会社の基本的な立場を取りまとめて、月刊リースにおいて公表しました（2000年6月号、2001年7月号、図表20参照）。

³² 法務大臣の諮問機関です。民事・刑事法等の法務に関する基本的な事項を調査審議します。

³³ Debtor in Possession の略称です。債務者は原則として事業の経営権を失いません。

図表 20 担保権消滅制度の問題点



(5) 環境

1997年12月、改正廃棄物処理法が施行され、①許可取得者以外の産業廃棄物処理の受託禁止、②産業廃棄物を委託により処理する場合、排出事業者による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務（1998年12月施行）、③不法投棄した場合の罰則強化が行われました。

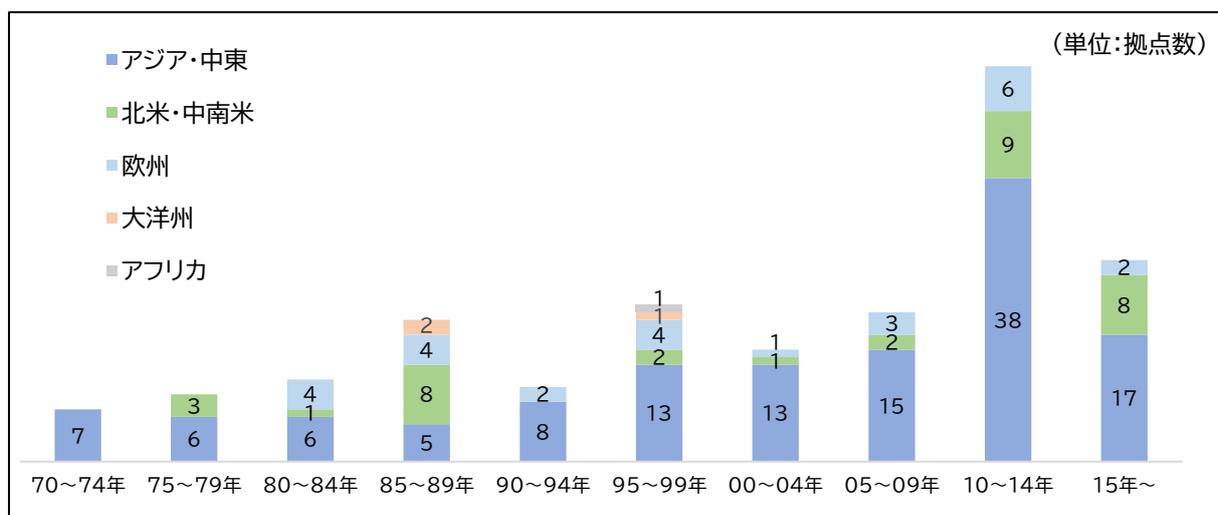
リース期間が終了した物件（以下「リース終了物件」といいます。）は、原則として、リース会社に返還され、リース会社において処分されますが、改正廃棄物処理法により、今まで以上に厳格な廃棄物処理が求められることから、リースアップ対策委員会において、リース終了物件の適正処理を推進するため、①リース終了物件処理にかかる文書標準様式の作成（1997年12月）、②リース終了物件取扱業者名簿への産業廃棄物許可処分業者の追加（1999年1月）等の活動を行いました。

(6) 国際

1990年代は、アジア地域の経済が高成長を続け、政情の安定化、制度面の整備の進展とともに、わが国ほか各国企業は積極的に同地域に進出し、リース会社においても、アジア諸国を中心とする海外業務展開が行われるようになりました（図表 21 参照）。

このような状況を背景に、国際委員会は、アジア地域におけるわが国リース会社の業務展開、アジア諸国とのクロスボーダー取引の基礎資料とするとともに、アジア諸国のリース産業の健全な発展を支援することを目的として、1995年11月、アジア各国におけるリースの市場、法制度等の実態を把握するために調査を実施し、その成果を「アジア諸国のリース産業」として発行し、広く社会に提供しました³⁴。

図表 21 会員会社の海外展開



(7) 制度

1984年度の税制改正において、中小企業者等を対象に「中小企業新技術体化投資促進税制」（メカトロ税制）が創設され、企業がリースで設備を導入した場合、その企業（ユーザー）はリース料総額の一定割合（60%）について7%の税額控除が認められることとなり、リース業界の長年の要望であった投資促進税制のリース適用が実現しました。

バブル崩壊以降、政府の経済対策が数次にわたり講じられた中、新規に創設された投資減税制度（高度省力化投資促進税制（1993年7月～1994年12月）、中小企業投資促進税制（1998年6月～））において、メカトロ税制と同様の措置が講じられました³⁵。

当協会は、1993年以降、投資減税をユーザーに紹介する「設備投資減税に関するパンフレット」を発行・頒布しています。

³⁴ 各国のリース協会の協力を得て作成しました。このため、入手できる情報は制限されるほか、必要な情報の記述がかなり欠けている国もあり、2010年7月に発行した第7版（電子版）をもって終了しました。なお、1998年度以降、特定の国を対象とした詳細な調査を実施しており、月刊リース等において公表しています。

³⁵ 1999年4月1日から2001年3月31日までの間にパソコン税制（特定情報通信機器の即時償却制度）が講じられましたが、当協会の要望にも関わらず、リースで導入したパソコン等は同税制の非適用とされ、リースの需要にマイナスの影響を及ぼしました。

投資減税以外の制度では、リース信用保険制度の拡充（ベンチャー信用保険）³⁶と国内線航空機の固定資産税課税標準の特例措置のリース機への適用（1997年度～）がされ、リース会社においてこれらの制度が活用されました。

以上

コラム：当協会組織の紹介⑦ 自動車リース委員会

自動車リース委員会は、1980年7月、自動車リース部会が発展的に解消されて組織され、1980年代から1990年代にかけて、日本自動車リース協会連合会（JALA）と協調しながら自動車リースに係る規制緩和を推進し、自動車リースの基盤整備に努めました。

委員は、会員会社の自動車リース専門子会社等の責任者・担当者が多く、専門性を活かして、自動車リース委員会の審議に関与いただいています。

自動車を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えており、リース会社において、電気自動車等の脱炭素型車両への転換や自動車に係る諸手続きの電子化への対応が求められると考えております。

自動車リース委員会では、これらの動向を踏まえ、委員会活動を進めていきたいと考えております。

委員長 坂田 孝章（三菱 HC キャピタル モビリティサービス部長）

³⁶ 一般のリース信用保険のてん補率が50%であるのに対して、この保険制度は、ベンチャー企業を支援する中小企業創造活動促進法に基づいて認定を受けた中小企業者等を対象としたリース契約において、リース料の不払いがあった場合にその不払額の70%を補填する内容としていました。